

規 制 改 革 の 課 題

～機会の均等化と成長による豊かさの実現のために～

平成21年12月4日

規 制 改 革 会 議

目 次

I. はじめに1

II. 規制改革の課題

集中テーマ

1	医療分野	4
2	介護分野	13
3	保育分野	29
4	農林水産分野	58
5	住宅・土地分野	83
6	航空・空港分野	114
7	雇用・労働分野	122
8	教育分野	138

一般テーマ

9	金融分野	171
10	独禁政策・生活基盤分野	178
11	地域活性化分野	180
12	環境分野	185
13	海外人材分野	196
14	貿易分野	199
15	運輸分野	201
16	I T・通信分野	203
17	エネルギー分野	204
18	基本ルール分野	206
19	法務・資格分野	207
20	官業改革分野	234

(参考資料) 委員名簿、専門委員名簿

I. はじめに

規制改革会議は、平成19年1月に発足以来、広く国民から規制改革要望を受け付けつつ、不適切な規制の見直しや過剰な規制強化の阻止、官による業務の民間開放に向けた取り組みを進め、3回にわたり答申を行った。本取りまとめは、これまでの取り組みを踏まえ、政策を担う政治家、更に一般の国民の方々に読んでいただくために、どのような規制改革を実現すべきか、当会議の考え方をまとめたものである。

現在の日本には、緊急に取り組まなければ手遅れとなる重要課題が山積している。少子高齢化が急速に進行し、社会保障の負担が耐えられないほど大きくなりつつあり、労働力が減少し国力が衰退する危機にある。官が肥大化を続け、国や自治体の借金に歯止めがかからない。日本経済の成長を促すことが不可欠にもかかわらず、医療・介護・保育・農業など成長の可能性を秘めた分野での政策転換が進んでいない。こうした難局にあつて、政治がリーダーシップを発揮し、国民の合意を得て、政策を根本から見直していくことが今ほど求められている時は無い。

こうした重要課題に取り組む際に、大胆な規制の見直しと官の事業の民間開放を徹底させる必要がある。第二次大戦後日本が復興を遂げる途上で、官が強く関与する形で社会保障制度や農業など産業政策の基本が形成された。これらは当時は日本の復興に大きく貢献するものであったが、今や成熟した現在の日本経済に適合するよう、自由な経済活動を可能とする合理的で効率の良いものに改革する必要がある。官の過剰な関与を排除し、時代遅れの規制を改革するべきだ。

規制改革の源流は、1980年代に国鉄・電電・専売公社を民営化した土光臨調にある。その後、90年代半ばから民間出身者の意見を活かす形で政府内に規制改革を推進する組織が数次にわたり設置され、今日に至っている。当初は主に経済分野の規制緩和に力を入れ、これは大きな経済的効果を上げた（注）。

（注）内閣府の調査によれば、規制改革の経済的効果は90年代より2005年までの期間で累計18兆円、国民一人当たり14万4千円に達すると推定されている。

2000年以降は、医療・保育・農業・教育など官が需給を調節し価格を決定する「官製市場」と言われる分野での規制改革に取り組んだ。上述の通り、こうした分野は第二次大戦後復興過程で形成された諸制度の上に成り立ち、無駄と非効率を温存しているため、これ

らの改革が日本経済を大きく成長させる可能性を持つ。しかし、こうした分野では「族議員」と言われる政治家、規制と天下り先を温存したい官僚、既得権を持つ事業者・団体が「鉄のトライアングル」として結託し、改革を阻んできた。

こうした強固な抵抗を突破する実行力の点で、脱官僚政治と「族議員」の排除を掲げ、政権交代を果たした新政権に期待するところは極めて大きい。本取りまとめは新政権に対する意見具申として、政治的な抵抗勢力に斟酌せず本来あるべき規制改革の姿を述べたものだ。しがらみに囚われること無く、あるべき規制改革が実現されることを一国民として切望するとともに、可及的速やかに改革を強力に推進する後継組織の構築を求めたい。

思えば、我々「規制改革会議」任期3年間は、規制改革への逆風が日増しに強くなり、反比例して政権のサポートが希薄の度を加えていった、いわば退嬰の期間であった。そんな生産性の極めて低い作業であることを熟知しながら、専ら「世のため、人のため」に、時に本業を擲ってまで、全力投球で共に闘ってくれた当会議の15人の同志、そして苦吟しながらそれを支えてくれた事務局の皆さんに、心からの謝意と敬意を捧げて、私の結びとしたい。

規制改革会議議長 草川 隆郎

19 法務・資格分野

(1) 法曹の質・量の確保

社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中、行政改革を始めとする社会経済の構造改革を進め、明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後監視・救済型社会への転換を図ることで自由かつ公正な社会を実現していくためには、その基礎となる司法の基本的な制度が、新しい時代にふさわしく、国民にとって身近なものとなることが不可欠である。司法制度改革は、こうした考え方にに基づき、国民の視点から司法を抜本的に見直し、その機能を充実強化するために取り組まれてきたものである。

国民が利用しやすく、その多様なニーズに応えられる国民本位の司法制度を確立するためには、これを中心となって支える法曹の質・量を引き続き拡充することが必要であり、法曹の増加等を通じマーケットが活性化され、競争による創意工夫が不断に行われる中で法曹サービスの質的向上を図るべきであると考え。こうした観点から、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理など法曹にふさわしい素養のある者を可能な限り多く、法曹資格者として広く社会に送り出すことが重要であるとの視点に立ち、社会的要請等を十分に勘案しながら法曹資格者の増大を図ることが必要である。

他方、司法試験の合格者の増加に伴って弁護士を中心とする法曹の就職難が生じていることや、司法修習生考試（二回試験）で多数の不合格者が発生している状況などを捉え、法曹人口の拡大に伴う質の低下を懸念する議論も出ている。

しかしながら、司法制度改革を担う人的基盤の整備はいまだ途についたばかりとも言える。弁護士の地域的偏在の解消、複雑化・高度化する専門領域での紛争への対応促進、法曹としての特権意識の改革など、法曹が国民に一層身近で、親しみやすく、頼りがいのある「国民の社会生活上の医師」としての役割を果たしていくためには、法科大学院の教育、司法試験、司法研修所の修習が効果的に機能するとともに、各者が有機的に連携する法曹養成プロセスの構築が不可欠である。

これらを踏まえ、法曹の質・量の確保につき、以下のとおり取り組むことが必要である。

① 法曹人口の拡大

法曹人口の拡大に関しては、司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）において、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指すとされている。他方、法曹サービスの質的向上のためには、その担い手である法曹資格者の増加等を通じマーケットが活性化され、競争による創意工夫が不断に行わ

れることが不可欠であることを踏まえると、あるべき法曹人口については、3,000人という数字に囚われず、社会的要請等を十分に勘案しながら、法曹資格者の増大により応えていくべきである。

このため、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）にあるとおり、「現在の目標（平成22年ころまでに3,000人程度）を確実に達成する」とともに、「その後のあるべき法曹人口について、法曹としての質の確保にも配意しつつ、社会的ニーズへの着実な対応等を十分に勘案して早急に検討を行う」こととすべきであり、その具体的な目標とスケジュールを明らかにしたうえで上記の趣旨に即した法曹人口の拡大を図るべきである。その際、国民に対する適切な法曹サービスを確保する観点から、司法試験の在り方を検討するために必要と考えられる司法試験関連資料の適切な収集、管理に努めることとし、司法試験合格者の増加と法曹サービスの質との関係を把握すべきである。

② 法曹養成機関の見直し

ア 法科大学院の見直し

法科大学院については、従来の司法試験のみによる法曹選抜の弊害を改め、21世紀にふさわしい資質と能力を有する法曹を養成する法曹養成の中核たる役割を担うものとして創設されたものである。総体としてみれば、司法制度改革で期待されている役割を果たすため、多くの法科大学院において理論と実務を架橋する教育課程の整備が着実に進み、法科大学院を修了した司法修習生の素質・能力も、司法修習生の指導に携わる関係者からは、全般的に従来に比べて遜色がないうえにコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力に優れていること、法律基本科目だけでなく実務に有用な知的財産法、経済法など多様な分野についての学識を有していることなどが評価されている。

同時に、法科大学院は、実務法曹教育の品質保証のための教育プロセスの一つの手段であることから、修了者に授与される法務博士という専門職学位が、単に新司法試験の受験資格としての機能を果たすだけでなく、法科大学院での課程を通して形成される専門的学識やリーガルマインドを活かして社会の多様な分野で活躍できるにふさわしい品質を示すものとして、社会的にも認知されるよう、修了者の質について確保すべき水準の明確化を図ることが必要である。

しかしながら、現状では、法科大学院の認証評価結果、新司法試験結果、司法修習生考試結果などを踏まえると、法科大学院修了者の中には、法律基本科目の基本的な知識・理解、論理的表現能力が不十分である者が見受けられたり、各法科大学院における法律実務基礎教育の内容にバラツキがあることなど、法科大学

院修了者の質が不十分な現状にあることは否定できない。

特に、法科大学院に対しては、法曹の養成という公益的な役割を担うことから財政上の特別の支援や裁判官や検察官の派遣などの措置が講じられているところであり、納税者たる国民に対する説明責任を果たす観点からも、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）にあるとおり、「各法科大学院の独自性を損なわない配慮を行ったうえで、例えば、法科大学院として定める成績評価や修了認定の方針・基準、司法試験の結果を含めた進路等の情報、教員の研究業績等の情報を各法科大学院が積極的に公表することを促進」し、法科大学院のパフォーマンスに関する客観的な情報が、検証可能な形で詳細に公表されることが不可欠である。

他方、新司法試験は、法曹の資格試験であって競争試験ではないことに留意し、司法修習を経れば法曹としての活動を始めることができる程度の知識、思考力、分析力、表現力等の資質を備えているかどうかを判定する試験として実施すべきものである。こうした点を踏まえれば、法科大学院については、同計画にあるとおり、「法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が新司法試験に合格できるよう努める」べきであり、「既に実施された試験については、このような観点からの検証を行った上でその結果を速やかに公表」すべきである。

以上の公開情報に対する評価を通じ、法科大学院相互の競争による自発的な創意工夫による教育内容等の改善・向上を促進するとともに、法曹養成機関としての本来の役割が果たされていない現状を十分に検証し、その在り方の見直しについて必要な措置を講ずべきである。

イ 法曹養成機関の有機的連携

法科大学院における教育、司法試験、司法研修所における修習が、法曹として必要な資質を備え、社会のニーズに応えられる能力を有する法曹の養成にとってふさわしい在り方となっているかどうかを検証することは、良質な法的サービスを必要とする国民にとって重大な関心事である。そのため、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）にあるとおり、「司法試験の結果についての詳細な分析を行うとともに、関係機関の協力を得て、これと法科大学院や司法研修所での履修状況を比較するなどの分析・検証を行い、その成果を公表」するとともに、各機関において、法曹養成制度の改善のために有効活用すべきである。

こうした相関関係の分析・検証は、法科大学院協会、文部科学省、最高裁判所、

法務省、日本弁護士連合会で構成される5者協議会において行うこととされているが、平成20年度に行われた調査は、74校の法科大学院のうち20校のみを対象としたものであることから、全74校の法科大学院の全数調査に向けた取組が必要であり、その途上における調査であっても、法科大学院又は在籍する学生を無作為抽出する方法等、少なくとも統計的データとしてバイアスのかからない方法がとられるべきものである。その際、個別の法科大学院ごとの、法科大学院における成績の状況とそれに応じた司法試験の合格率等のデータについても、適切に調査・分析を行い、公表すべきである。

「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」（平成14年法律第139号）第3条第1項においては、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の推進を図ることが国の責務として規定されており、法曹養成制度の一翼を担う司法研修所における司法修習の実情を把握することも当然必要になる。こうした観点から、規制改革会議としては、最高裁判所に対し、その実情に関する事実確認のためのヒアリングの依頼を数次にわたり要請してきたところであるが、司法権の独立のため、行政サイドからの要請については最高裁判所自らが必要性を認めない限り応じることはない等の理由により実現に至っていないところである。司法研修所における司法修習に対しては多額の国費が投入されているところであり、司法制度を人的に支える法曹を養成する国家機関における司法研修の実情につき国民に対する情報公開がなされていないことは、国民に開かれた司法制度の構築を目指す司法制度改革の趣旨とも矛盾するものである。

法務省は、我が国の憲法及び法制上、裁判所に行政機関に対する情報提供義務を課すことは極めて困難と解されると主張するところであるが、司法権の独立の原則とは、組織としての司法権が立法権・行政権から独立しており、かつ、個々の裁判官が裁判をするに当たって独立して職権を行使することと解される。当会議が最高裁判所に協力を求めるところは、個別の訴訟事案に関する情報提供でなく、司法修習を支える事実に関する情報であり、司法権の独立の議論とは次元を異にするものである。

これらを踏まえ、司法権の独立を侵害しない範囲内で立法府の立法政策によって最高裁判所が適時適切に情報提供を行う仕組みや政府機関との適切な連携協力の下に事務の合理化、効率化を図るための枠組みを併せて創設すべきである。

③ 新司法試験の予備試験の制度設計の明確化等

平成23年から実施されることとなっている予備試験は、受験資格に制限がなく、これに合格した者は法科大学院修了者と同等の資格で新司法試験を受験することを

可能とするものである。

予備試験については、法科大学院修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経ない者に対しても、法曹資格取得の途を開くものとされているが、上記②に述べたとおり、法曹養成機関として法科大学院の果たしている役割・機能に重大な疑義が呈せられている現状から見ても、法曹を目指す者にとっての例外的ルートとして位置づけられるとするなら重大な問題がある。

「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）にあるとおり、「法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により可否を判定する」ことはもとよりであり、各ルートからの本試験合格者の合格ライン（最低合格点）を同等とすべきことは当然である。

加えて、予備試験合格者と法科大学院修了者の本試験における得点分布は同様の姿となるのが本来的な形であり、予備試験の制度設計については、こうした観点から予備試験の合格水準（合格者数）が定められるものとすべきである。このため、本試験における競争が真に公平なものとなるよう、同計画にあるとおり、「事後的には、資格試験としての予備試験のあるべき運用にも配慮しながら、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行う」こととすべきである。

さらに、予備試験の内容については、論文式試験及び口述試験は不要、少なくとも口述試験は不要とすることにより、短答式、論文式及び口述の各試験を課すこととする現行の司法試験法（昭和24年法律第140号）の規定を見直し、上記の趣旨に即した内容とすべきである。

併せて、現行法の下で実施する場合においても、同計画にあるとおり、「法科大学院修了者と予備試験合格者とが公平な競争となることが根源的に重要」であり、「法科大学院修了者と同等の能力・資質を有するかどうかを判定することが予備試験制度を設ける趣旨である」旨が再確認されるべきである。同じく同計画にあるとおり、「両者における同等の能力・資質とは、予備試験で課せられる各科目について、予備試験に合格できる能力・資質と法科大学院を修了できる能力・資質とが同等であるべきであるという理念を意味する」ものであり、「例えば、予備試験の法律基本科目及び法律実務基礎科目に関する出題について、一般的に、法科大学院で指導・学習の対象となっていないものを出題範囲に含めたり、法律基本科目及び法律

実務基礎科目並びに一般教養科目の出題内容の難易度を、法科大学院を修了できる水準に照らして高く設定することによって、予備試験を通じて法曹を目指す者が、法曹資格を得るにあたり、法科大学院修了者と比べて高い水準の能力が求められることのないようにする」べきである。

しかしながら、予備試験の実施等に当たる法務省の司法試験委員会において、平成21年2月にパブリックコメントに付した「予備試験の実施方針について（案）」で示された教養科目の試験科目と配点比率、予備試験の実施日程は、上記の趣旨を内容とする既往の答申・計画の趣旨から逸脱したものと言わざるを得ない。また、本案については、受験者に過重な負担を課し、結果として法科大学院修了者の優位を確保するための仕組みになる可能性も高く、予備試験の制度設計については、下記ア及びイに示す問題点を十分認識し、既往の答申・計画の趣旨に沿った内容となるよう改めて早急に検討、具体化を行うべきである。

ア 予備試験の一般教養科目の試験科目と配点比率について

法科大学院において通常は一般教養に関する学習は行われないことからすれば、予備試験における一般教養科目の試験科目と配点ウエイトは、法科大学院修了者の優位を確保する結果となるような、受験者に過重な負担を強いるものであってはならない。

この点、本実施方針案では、短答式試験での一般教養の試験科目は人文科学、社会科学、自然科学、英語とされているが、これらの科目は法科大学院では教育されておらず、予備試験受験生のみに対し、これらの科目を課すことは、不当に過重な負担となる。本来であれば、現行の司法試験法を改正しても、予備試験から一般教養科目を廃止すべきであるが、残すとしても、大学卒業生について、これらの一般教養科目を要求するのは不当である。

また、短答式試験での一般教養科目の配点のウエイトを3割とすることについても、上記の趣旨から大いに疑義のある内容であり、法務省からの十分な合理的説明も行われていない。なお、本案では、各試験科目に付すべき配点比率について、試験時間に応じたものを基本とする旨の説明がなされているが、試験時間とは無関係のものであり、各科目の重要度で決定すべきことは言うまでもない。

したがって、大学卒業者の受験者については一般教養科目を免除すること、短答式試験において一般教養科目を課す場合の配点比率については少なくとも論文式試験と同様に1割以下とすることなど、予備試験制度の趣旨に沿った合理的な内容とすべきである。

イ 予備試験の実施日程について

本実施方針案では、予備試験の実施日程について、短答式試験については新司法試験の短答式試験と同時期である毎年5月ころまでに、論文式試験は毎年7月ころまでに、口述試験は毎年10月ころまでに実施し、合格発表は、それぞれ6月ころ、10月ころ、11月ころまでに行うこととされている。こうした実施日程により、予備試験から新司法試験まで、一サイクルの受験に二年を要するものとしており、予備試験を通じて法曹を目指す者に対して、精神面・経済面を含めて長期間にわたり多大な負担を強いるものである。こうした実施日程案について、法務省からは、試験委員による論文式試験の採点が夏季休暇期間以外では困難である故との説明が行われているが、これを理由として予備試験受験生に負担を強いることは到底正当化できるものではない。

したがって、予備試験の合格発表を新司法試験開始の直前に設定すること等により、予備試験の受験・合格から連続して新司法試験の受験が可能となるような実施日程とすべきである。

④ 新司法試験の選択科目の見直しの推進

法曹資格者の資質の陶冶の観点から、資質を誘引する最も効果的な手段である司法試験については、実定法のさまざまな領域に関する資質を問うことができるよう、選択科目の追加・削除をするとともに、狭隘な解釈技術にとどまらず、広く法解釈や立法政策の社会経済的な影響を分析できる能力を涵養することが必要不可欠である。

法務省は、選択科目の見直しの際には、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）にあるとおり、現行の選択科目も含めて、「科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況等を見据えつつ、単に法科大学院での講座数など受験者等の供給者側の体制に係る要素のみに依拠することなく、実務的な重要性や社会的な有用性・汎用性等を考慮し、社会における法サービス需要に的確に 대응するという観点をも踏まえて科目の追加・削除について必要なデータを適切に収集し、柔軟に検討」すべきである。

法務省の司法試験委員会においては、試験委員を補佐する幹事会を開催するとともに、各法科大学院に対する授業科目に関する照会等の調査のほか、実務的な重要性や社会的ニーズに関する資料収集等が進められてきたが、当規制改革会議としては、上記の観点からの判定・根拠など見直しにおける検討基準として下記a～fの具体的事項を提示しているところである。

しかしながら、司法試験委員会の審議においては、こうした検討基準に沿った具体的検証が行われた形跡が全く見られないまま、平成21年9月、「司法試験法施行規則第1条（新司法試験の論文式試験による筆記試験の選択科目）の改正に関する

意見募集の実施について」として、現行の当該規則の改正は要しないこと等とする案が示されているところである。

本見直しに当たる司法試験委員会においては、本検討基準の各科目への当てはめを始めとする具体的・客観的な検証結果を早急に提示し、当該検証結果を踏まえて、選択科目の追加・削除について速やかに必要な措置を講ずるとともに、爾後においても、上記の基準に即した検証による不断の見直しを行うべきである。

- a 現行選択科目に関する法科大学院における講座開設状況、受講者・単位認定者数、講座担当教員の常勤・非常勤の区分
- b 司法試験における選択科目ごとの合格率(選択科目ごとのばらつきのありうる採点結果をどのように合否判定に利用するのか等を含む)
- c 選択科目ごとに、科目としての範囲の明確性、体系化・標準化がなされているかどうかの判定、その根拠
- d 選択科目の過去の主題問題ごとの、確立した体系ないし標準との対応関係、教科書等との対応関係
- e 選択科目ごとに、実務的な重要性、社会的な有用性・汎用性等に関する判定、社会における法サービス需要との関係、それらの根拠
 - i) 各科目に関する裁判事件、法的紛争、法律相談等の全国、地域における件数、そのシェア等、各選択科目分野を手がける弁護士、裁判官の人数、地域分布等
 - ii) 基本的科目に加えて独自に試験科目とすることの必要性(実務家になってからの習得では適当ではない理由の有無、必要に応じて関連法令、文献、判例等を検索して調べる等によっては対応できない理由の有無等)
 - iii) 国家資格に係る試験において、選択科目として配置してその習得を奨励することの社会的、国家的な意味での必要性、有用性、汎用性
- f 上記 a～e を踏まえた追加・削除基準以外の、公的に決定された選択科目に関する基準の存否(選択科目の絶対数の多寡に関する基準の有無を含む)

⑤ その他新司法試験の実施に当たって講ずべき措置

新司法試験考査委員は司法試験委員会の推薦に基づき法務大臣により任命されるが、選定の公正性、透明性を確保するため、考査委員の職務が特定分野における非常に高度な専門的学識等を要求されることに鑑み、考査委員の経歴、教育歴、学識、専門分野における業績等を十分勘案し、客観的な判断の下に選任を行うべきである。

また、実際に出題された司法試験問題については、受験生や法科大学院教員等に対しては有益な情報として資するとともに、考査委員に対しては試験問題に関する不正な情報提供のリスクを必要以上に負わせないメリットもあることから、試験の

出題趣旨のほか、採点実感、採点方針等出題に関する情報を詳細に公表すべきである。

加えて、法科大学院教育への協力の観点から法務省が作成し、法科大学院の希望により提供される刑事科目系の法科大学院向け教材は、実際の事案に即した内容とされており、題材とした個々の事件関係者のプライバシー保護等の観点から、法科大学院で使用される以外は非公開とされてきたが、これらの内容について必要な個人情報保護等の適切な措置を講じた上で詳細に公表すべきである。

(2) 国民・企業活動のための法的インフラの整備

民法（明治29年法律第89号）、会社法（平成17年法律第86号）など、私人間の法律関係の基本、企業等の活動の基盤となる法制度の在り方については、時代の変遷や国内外の環境変化を反映し、社会経済的な要請、ユーザーとなるヒト・企業の諸活動の実態に見合った制度とするとの視点に立脚し、その見直しについて検討を促進し、必要な措置を講ずべきである。

① 民法（債権法）の改正

権利義務関係など私人間の法律関係を規律する私法は、最も基本的な法律群であるが、民間の事業活動の視点等から見た場合、こうした私法における強行規定は、私人に対してその適用が強制される規定であることから、規制的影響を及ぼすものと言える。

私法の中でも、特に我が国の民法は明治29年に制定されて以来、110年が経過しており、時代の変遷の中で、国民の諸活動に対して現条文では対応しきれず、判例等を参考にした運用による対応が多くなっており、法改正により透明性を高める必要があるとの指摘もある。民法学界の有志による民法（債権法）の抜本改正の準備作業として、改正の基本方針（改正試案）を作成することを目的に、「民法（債権法）改正検討委員会」が設立され、法務省からも職員が事務局長に就任するほか多くの職員が関与し、多岐にわたる詳細な検討が行われており、平成21年3月に取りまとめが行われたところであるが、こうした議論等を踏まえた法務省としての見解は未だ明らかにされていない。

「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）にあるとおり、「民法（債権法）の改正に関する事項については、法務省自らが責任をもって検討を行い、法務省における検討内容並びにその関連する資料等について、迅速かつ適切に情報公開を行う」べきである。

併せて、同計画に示されたとおり、「特に、民法の債権編については、電子化などの社会情勢の変化により、法の条文どおりでの対応が難しく、判例等を参考にした